

一、...
 二、...
 三、...
 四、...
 五、...
 六、...
 七、...
 八、...
 九、...
 十、...

別記

專 求 亭 項

部二

- 一、後兼、手當、卒給、直スコト
- 二、残業手當、後前、通、ナルコト
- 三、一般技工歩合、最低、八分限度、コト
- 四、會社側、都合、依、例、ハ、今、同、如キ場合、一月末満勤続者、ハ、一ヶ月以上、手當支給スルコト又一ヶ月増ス毎二十日分ヲ支給スルコト

宇田報先
 藤幸
 長

(以上)